



写真・資料提供 菱山三郎氏

レンゲツツジ

かすむような高原にいつせいに咲くレンゲツツジの群落。霧ヶ峰、蓼科高原、八ヶ岳高原など、信州の高原の六月は訪れる人たちの心をおどらせる。

この植物には葉や花に有毒成分があり、それを知る動物たちはこれを食べないので放牧地などではいつせいに広がる。その樺色（黄みを帯びた赤）の大輪の花は花付きがよく、カバレンゲとも呼ばれる。

高原にふさわしい花と思われるが、多摩丘陵のはじの上恩方の山地に以前、自生してい

た。花が大きくその色がかなり強烈なのでオニツツジと呼ばれていた。今ではこの地方には庭に植えられる以外、野生のものはないようだ。

レンゲツツジの意味は一つの花がレンゲ（蓮華）に似た花ということではなく、一本の枝の先につく数個の花全体の形がレンゲに似ているということらしい。

全国には稀に黄色の花をつけるものもあり、キレンゲツツジと呼ばれ、大分県などに自生があり、ときどき栽培しているものが見られる。



法人会



《今月の笑顔》



八王子織物工業組合



とちもと まなみ
栃本真実さん

- 🔪 新型コロナウイルス感染症関連の企業向け情報をご紹介します
- 🔪 タックスコーナー「消費税法改正のお知らせ」
- 🔪 税制改正に関する法人会提言の主な実現事項
- 🔪 八王子市の企業支援制度「中小企業新商品開発認定制度」
- 🔪 経営コラム「もうはまだなり、まだはもうなり」



新型コロナウイルス感染症関連の 企業向け情報をご紹介します

前号に引き続き、企業向けの新型コロナウイルス関連の支援策などをご紹介します。なお、掲載の情報は本誌編集時点（5月20日）のもので、最新の情報については、八王子法人会ホームページでもご紹介しています。（<https://www.hojinkai.or.jp/>）



来年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

■ 制度の概要

今年度（2020年度）の固定資産税・都市計画税については、一定の条件のもと、1年間納税が猶予される措置が取られています。一方、来年度（2021年度）の固定資産税・都市計画税については、今年2月～10月までの事業収入が前年と比べて大幅に減少した場合、減少幅に応じて全額、または、2分の1軽減されることとなっています。

■ 対象となる要件等

【軽減対象】 ※いずれも市税
◇事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
◇事業用家屋に対する都市計画税
【軽減率】
2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期と比較した減少率が50%以上の場合は全額、30%以上50%未満の場合は2分の1軽減となります。

* 賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

* この件のお問合せは、当面の間、特設の固定資産税等の軽減相談窓口☎0570-077322 までお願いいたします。また、詳細については、八王子市における取扱いが確定次第、あらためてご紹介させていただきます。

持続化給付金について（5月号記事を一部再掲）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくための国の給付金です。製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となります。

【給付額】 法人は 200 万円（但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限）
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

持続化給付金専用サイト（<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>）から申請ができます。同サイトには、申請方法について説明した動画も掲載されています。八王子法人会ホームページ「お知らせ」欄の「持続化給付金」からアクセスできます。

飲食店が新たにテイクアウト等始める際の助成について

■ 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の流行により、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める場合、経費の一部を助成する東京都の制度です。

■ 助成の対象

東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業者含む）であり、注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供し、飲食可能なスペースを有する事業所で、新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方が対象です。

■ 助成対象期間

交付決定日から令和3年1月31日（日）まで（最長3ヶ月間）。但し、令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば対象とすることができます。

■ 助成限度額

100万円（助成対象と認められる経費の4/5以内 ～千円未満切り捨て～）

■ 助成対象経費

新たにテイクアウトなどを開始する際の初期経費等
例）印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費、宅配用バイクリース料、台車、WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材、宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数等

その他、諸条件があります。詳しくは、八王子法人会ホームページの「お知らせ」欄にリンクさせている、「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」から「自分にあった制度を探す」→「企業・個人事業主向け」→「中小企業向け」→「資金繰り（もらう）」の順番で進んでいただき、ご確認ください。（お電話の場合は、公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当☎03-5822-7232）

万が一に備えた法人会独自の「貸倒保証制度」について

取引先の法的な倒産、もしくは遅延の発生等により売上債権が回収できなくなった場合に、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする保険です。

東京法人会連合会が保険契約者となる団体契約で、法人会会員の皆様限定の取引信用保険です。詳細は、受託保険会社である三井住友海上八王子支社の当法人会担当者まで、法人会会報をご覧ください。お伝えの上、お問合せください。

☎042-646-6221 担当：瀧口（たきぐち）

法人会インターネットセミナーについて

会員限定の無料インターネットセミナーの中に、下記の通り新型コロナウイルス対策関連テーマをご用意しました。(5月20日現在) 今後、新たな内容が追加される場合もございますので、定期的にご確認ください。また、コロナ関連以外のコンテンツについても、全て通常通りご覧いただけますのでご利用ください。

■テーマ事例①

新型コロナウイルスによる雇用調整助成金・小学校休業等助成金

感染拡大の影響により、従業員の自宅待機等に踏み切った事業者、これから対策を検討している事業者の方に向け、「雇用調整助成金」及び「特例措置」、「小学校休業等助成金」について解説しています。

【講師】安中 繁 (あんなか しげる) 氏

---ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員・特定社会保険労務士

■テーマ事例②

～緊急解説！～ 感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策

本セミナーは「緊急解説企画」として、資金繰り支援をはじめ、各種補助事業など、政府が中小企業向けに策定した支援策について解説しています。

【講師】井手 美由樹 (いで みゆき) 氏

---株式会社Ideal Works 代表取締役 中小企業診断士

■テーマ事例③

テレワーク時代のスタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー

ビジネスチャットやWeb会議に使用される代表的なサービスとして、「Zoomミーティング」を取り上げ、その使い方を解説しています。

【講師】岩見 誠 (いわみ まこと) 氏

---株式会社ブレイン パソコンセミナー専任講師

八王子法人会ホームページの「お知らせ」欄にある、「インターネットセミナーをご活用ください」から、専用サイトにアクセスできます。下記のID、パスワードでログインしてご視聴ください。

【ログインID】 hj0183

【パスワード】 4875

*** 夏休み恒例「親と子の税金教室」についてのお知らせ ***



毎年、8月に開催している「親と子の税金教室～JR貸切列車で行く東京ディズニーリゾート」ですが、5月下旬時点でディズニー各施設の休園が続いている他、団体列車内での感染防止対策、公立学校の夏休み短縮への対応などを含め、例年と同じ時期、同じ形式での開催は困難な状況です。今後の対応につきましては、担当委員会で協議の上、後日、あらためてお知らせいたします。

もうはまただなり、まだはもうない

ジャーナリスト 海部隆太郎

古い話で恐縮だが私の駆け出し記者時代、最初の勤務地は兜町だ。株式の何たるかも知らず、資本市場の中心地ともいえる東京証券取引所の記者クラブに席を置き、市場の動きを追うことを始めた。もちろんアナログの時代であり、株取引は「場立ち」といわれる証券会社の社員が身振り手振りで指示を受け、市場の係に売り買いの注文をする。午後3時に取引が終わると、一気に人がいなくなり紙くずだらけの場になる。コンピュータが中心の現在とは大きく違っていた。

右も左も分からずに動き回っていたころ、市場関係者の重鎮から教わったのが「もうはまただなり、まだはもうなり」という相場格言。もう相場は底だろうと見ても、まだ下値があるかもしれない。逆に、まだ下値があると思っても、もう底かもしれないという意味だ。これをどのように捉えるべきか判断しにくいのが、客観的な数値だけで相場を読む株売買は、時には損をする可能性があるのだ



と思っていた。

ただ、この格言に従い自分が市場参加者になったとしたら、迷いに迷い、株の売り買いができなくなる。そんな疑問が残ったまま次の担当へと異動し、新たな業界で新たな疑問にぶつかり、格言を思い出すこともなかった。

経営はタイミングだ

様々な業種の経営者と話をする機会があるが、緩やかな景気回復基調だったこれまでは、比較的先が読みやすく厳しい経営判断を求められる場面は少なかった、と

聞く。人手不足は深刻だったものの、生産性向上なども含めて創意工夫で何とか急場をしのぐ状態を続けられた。ある程度は対症療法的な取り組みもいえよう。低金利や政府の対策などに後押しされたこともある。

だが、この状態が長期間にわたる続くとはいえない。景気の波は大小の差はあれ必ず下降局面が来ると考えるからだ。そのきっかけが新型コロナウイルスによる経済的ダメージ。とくに世界規模で起きており景気への影響がどこまで及ぶのか、分かりにくくしている。とても現時点で先を判断できる状況ではないが、経営マインドを冷やしてしまうのは間違いないだろう。この状況で新たな設備投資はしにくいし、需要減に対応する対症療法も有効な手があるのか、今は考えにくい。

これまでのような会社経営から一転して、困難な状況を乗り越えるための決断が迫られる場面に経営環境は変化するのではと危惧する。抽象的な言い方しかできない

が、覚悟が求められる時期がやってくるのではないかと思う。

決断をするときには、状況を冷静に判断するのは当然だ。そこで結論を出せればよいが、そうでない場合はどうするのか。自分なりにあれこれ思索していると冒頭で述べた相場格言が頭をよぎった。迷いを深めてしまっただけかと考えていた格言だが、そうではないのだという気持ちになつてきた。

「もう、まだ」という言葉をタイミングと置き換えてみてみいのは、勝手に解釈してみた。行動に出るタイミングを見計らう時にこそ格言が生きてくるのではないかと。経営はタイミングなのだから。偉そうなことを言う立場ではないことは承知している。実業の世界で生きていない者の勝手な意見だと寛容な見方をお願いしたい。

【筆者紹介】

海部隆太郎 (かいべりゅうたろう) 法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題取材・執筆活動を展開する。

消費税法改正のお知らせ

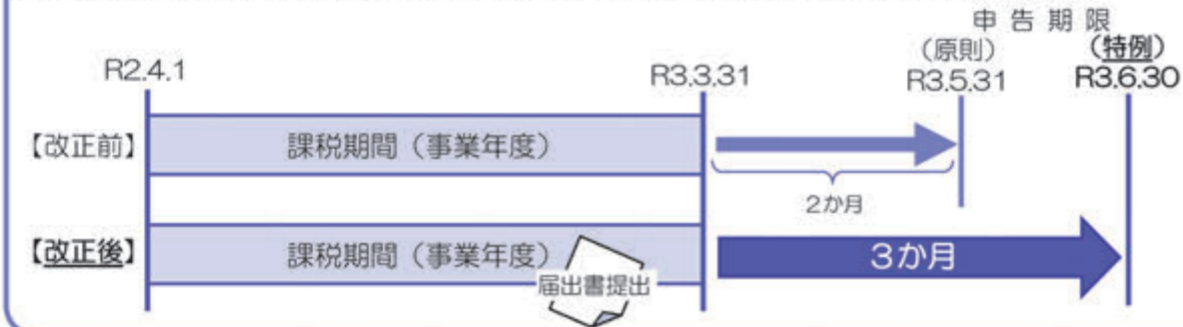
令和2年4月
国税庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税法申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利息税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税法申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{※1}以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産^{※2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※2 高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産の意義については、後掲Ⅳの※1、※3をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【適用開始時期】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。
【経過措置】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

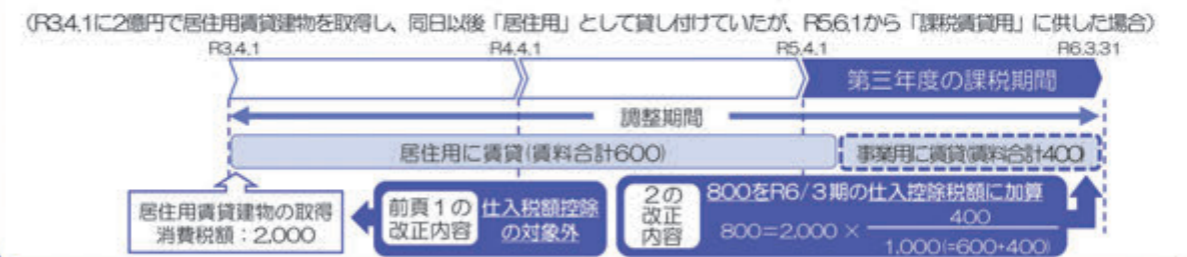
上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入税額控除額を調整することとされました。

◆ 第三年度の課税期間^{※1}の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間^{※2}に課税賃貸用^{※3}に供した場合

⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入税額控除額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(A)}} \times \text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

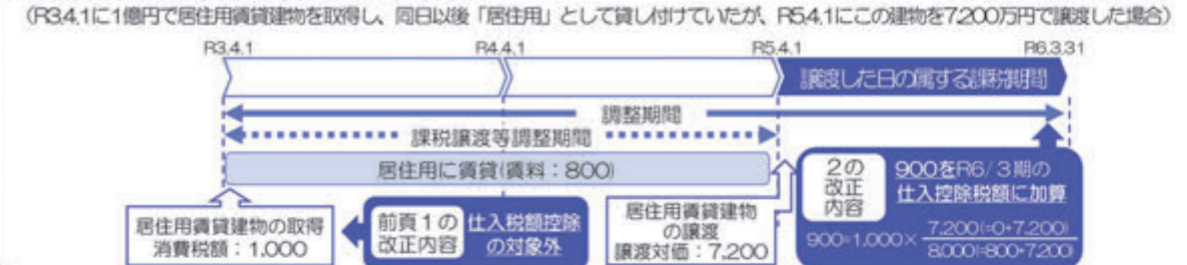


◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入税額控除額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税譲渡等調整期間^{※5}に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(B)}} \times \text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例



- ※1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。
- 2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。
- 3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。
- 4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。
- 5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

III. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかな場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合[※]については、消費税を非課税とすることとされました。

※ 貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかな場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃借人が把握していない場合が該当します。

【適用開始時期】令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けから適用されます。



全国各地の 法人会員の声が 形になりました

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人会 税制改正に関する提言主な実現事項

▼少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言①

・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

改正の概要①

・適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。

▼交際費課税の適用期限延長

法人会提言②

・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

改正の概要②

・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。

・交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

▼消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言③

・消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

改正の概要③

・法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

その他

▼地方のあり方

法人会提言④

・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

改正の概要④

・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。

▼電子申告

法人会提言⑤

・国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

改正の概要⑤

・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

従業員の退職金準備は



優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



■ 八王子市からのお知らせ ■

企業支援課から「中小企業新商品開発認定制度」について、お知らせいたします。制度の詳細やご不明な点等について、企業支援課までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市産業振興部企業支援課（八王子市役所6階）
TEL:042-620-7379 E-mail : b097200@city.hachioji.tokyo.jp

「八王子市内中小企業の新商品等の販路開拓を支援します！」

八王子市では、市内中小企業の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を目指し、市が定める基準を満たす新商品等を生産する中小企業者または個人（及びその新商品等）を市が認定することにより、販路開拓を支援します。市のホームページ等へ掲載して認定商品のPRを行う他、認定期間中、競争入札によらない随意契約により市が認定商品を試験的に購入することなどが可能となります。※認定された新商品等の購入等を約束するものではありません。

○対象商品等

本制度の認定の対象となる新商品・新役務は、下記の要件を満たすものです。

【要件】

- (1) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること
- (2) 既存の商品及び役務とは著しく異なる使用価値を有していること
- (3) 市場性が見込まれる新商品等であること
- (4) 生産及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (5) 技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものであること

○認定商品及び認定事業者への販路拡大支援

- ・市は独立行政法人中小企業基盤整備機構や公益財団法人東京都中小企業振興公社等の公的支援機関に対しての認定商品等のPRを行います。
- ・上記公的機関が販路拡大を目的として実施している「コーディネータ・専門家派遣事業」について、認定事業者はその経費の一部を助成する「新商品開発認定事業者販路開拓支援補助金」を活用することができます。（別途申請および審査が必要となります）

○その他

本制度に申請をご希望の方は、上記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

電子申告で効率UP!!
国税電子申告・納税システム
e-Tax
[e-Tax]なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。
※届出書の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。
イータックス 検索

経済産業省作成 支援策パンフレットについて

当法人会では、会報「きずな」4月号に、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」の冊子を同封させて頂きました。当会ホームページ「支援策パンフレット」をクリック頂くと最新版をご覧頂けますので、是非ご活用ください。なお、印刷したものを郵送することも出来ますので、ご希望の方はお気軽に法人会までお申し付けください。

八王子法人会アドレス <https://www.hojinkai.or.jp/>

支援策パンフレットQRコード



今月の笑顔



八王子織物工業組合 「ベネック」 **BENECK** (八幡町)

<https://beneck.mulberry-city.com/shop/>



もりや りえこ 森屋理恵子さん
かわい りえこ 河井めぐみさん
とちと まなみ 栃本真実さん
おさだ みすず 長田みすずさん

▼今月の笑顔は、甲州街道を八王子駅から追分方面へ、八幡町の八王子織物工業会館1階、直販ショップ『ベネック』へお伺いしました。400年以上の織物の歴史を持つ八王子。『八王子織物工業組合』はその前進の『八王子織物同業組合』として約120年の歴史を誇ります。直営ショップ『ベネック』は『八王子織物工業組合』に所属する各企業で作られたネクタイやスカーフ、ストールなど確かな製品を手ごろな価格で販売しています。

▼表紙に登場頂いたのは、アルバイトスタッフの栃本さん。お忙しいなかお話を伺いました。

「店舗でのネクタイ、ストールの販売から、パソコンでエクセルなどを使って書類や、POP を作ってお店に出したり、インスタグラムを作ったりしています。1月から始めたお店のインスタグラムはフォロワーが100名を超えました」

▼福島県出身で大学生の栃本さんは、このアルバイトを通してネクタイや八王子織物の知識を深めたそうで、「女性にとってネクタイはあまり触れてこないものですが、柄や太さの違いなど、八王子織物について勉強でき、貴重な経験をさせていただいています。また、お客様から機（はた）屋さんに関する簡単には答えられないような質問も受けるので、専門知識も必要になります」

▼ファッションに関心がある栃本さんは、「お客さまから教えて頂くことも多いですが、大判ストールなどの巻き方のアレンジを提案し、おすすめした商品をご購入いただいたときは大変嬉しかったです」

▼趣味や夢も具体的にある栃本さん、「趣味は最近ネットフリックス（動画）が好きです。海外の映画字幕のものを見て勉強しています。また、最近では家でYouTubeを見ながらタオルやゴムバンドで筋トレをしています」

カナダに半年ほど留学経験があるそうで、「近い将来はカナダのバンクーバーでワーキングホリデーを計画しています。その後数年働き、貿易の学校で資格取得をし、最終的に貿易関係の仕事に就きたいです」

▼「とても気が利き、お仕事もお願いした以上のことをスピーディーに気持ちよくしてくれて、とても助かっています。私たちがちょっと苦手としているPCの先生として、優しく分かりやすく教えてくれます。お店のインスタグラムもスタートさせ、若い感覚で八王子織物を発信していますので是非ご覧ください」（長田さん）

▼スタッフの皆様の笑顔に、お気に入りのネクタイやスカーフを見つけてことができ、服装に彩を与えてくれるものを手にすることができると感じるお店でした。

クールビズのこれからの季節に人気のp-Tie に新しく和柄のデザインを製作中です。八王子織物のおみやげ、プレゼントとして大変ご好評をいただいております。是非お店にいらしてごゆっくりご覧くださいませ。



八王子織物工業組合「ベネック」QRコード

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	多田 充 伸	発行日	令和2年6月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	清宮 仁 印	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町14-25			東京都八王子市南町9-8
第45巻 第3号 通巻475号		電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566			電話(042)626-2600(代)